

ふじみ野市立福岡中学校 P T A 規約

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 この会は埼玉県ふじみ野市立福岡中学校 P T A と称し、事務所は福岡中学校内に置く。

第 2 章 目的と活動

第 2 条 この会は保護者と教職員が主体となり、教育環境の維持向上と生徒の健全な成長を図ると共に、会員相互の教養を高め親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は目的達成のため次の事業を行う。

1. 教育に関する研究調査並びに運営計画。
2. 学校教育施設の充実。
3. 家庭及び社会教育の水準を高めるための各種行事。
4. 学校 P T A の育成指導。
5. その他必要な事業。

第 3 章 方針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、又もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
3. この会又はこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の権限に属する人事及び管理運営等に干渉しない。

第 4 章 会員

第 5 条 この会は本校生徒の保護者と教職員をもって会員とする。

第 6 条 この会の会員は会費を納めるものとする。

第 7 条 会員はこの規約の定めるところにより全て平等の義務と権利を有する。

第 5 章 経理

第 8 条 この会の経理は下記のとおりとする。

1. 会費は月額 200 円とし会員が納入するものとする。
2. 寄付金及びその他の収入。

第 9 条 この会の経費は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 10 条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 11 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員

第 12 条 この会の役員は次のとおりとする。

- ・ 会長 1 名
- ・ 副会長 3 名 (P 側 2 名 T 側 1 名)
- ・ 書記 3 名 (P 側 2 名 T 側 1 名)
- ・ 会計 2 名
- ・ 会計監査 2 名

但し、必要ある場合は運営委員会の承認を得て、人数を増減できる。

第 13 条 役員は次の方法で選出し、総会の承認を得るものとする。

1. 保護者側次年度役員は推薦委員会で推薦する。
2. 学校側役員は学校長に一任する。
3. 役員を希望するものは希望役職名を付して推薦委員会に申し入れることができる。
4. 役員に欠員が生じた場合には運営委員会において選出する。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 14 条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 当年定期総会より翌年定期総会までの 1 年間とする。但し、当年 4 月 1 日より定期総会までは、引き継ぎ期間とし、前年度役員と共同で職務を行う。

2. 前項の規定にかかわらず、第2回定期総会が開催されないか、開催されたとしても全役員
の承認がされない場合、前年度役員が当該年度の職務を行う。但し、第21条に規定する
第1回定期総会が行われた以降は、第13条第4項の規定を準用するものとする。

第15条 役員は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を掌理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記は会議を記録し、文書の保管及び庶務に当たる。
4. 会計は予算に基づいて一切の会計事務を処理し、この会の財産を管理する。
5. 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第16条 次年度役員は、第2回定期総会より3月31日迄の期間、次の職務を行う。

1. 活動計画案、予算案を新旧役員協議のうえ計画する。
2. 運営委員会、本部会に出席する事ができる。但し、意見を述べることはできない。

第7章 学級PTA

第17条 学級PTAは学級担当と保護者をもって組織する。

第18条 学級PTAの運営及び会費の集金は学級委員2名が行う。

第8章 総会

第19条 総会はこの会の最高議決機関であって全会員をもって構成する。

第20条 総会は定期総会と臨時総会とする。

第21条 定期総会は第1回定期総会と第2回定期総会の年2回の開催とする。

但し、審議事項を一括決定すると判断された場合、運営委員会の承認を得て、年1回の
開催とすることができる。

1. 第1回定期総会は次の事項を審議決定する。
①活動報告 ②決算報告 ③会計監査報告 ④活動計画案 ⑤予算案
2. 第2回定期総会は次の事項を審議決定する。
①次年度役員を選出並びに承認
3. 規約改正、その他総会審議が必要な事項については、どちらの総会でも審議できるものと
する。

第22条 総会は、会員の2分の1以上の出席者をもって成立する。但し、委任状も含むものとす
る。

第23条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の10分の1以上の要求があった
とき会長が招集する。

第9章 運営委員会

第24条 運営委員会は会長、副会長、書記、会計、各専門委員代表2名、各学級委員及び教職員若
干名をもって構成する。

第25条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の4分の1以上の要求があったとき
会長が招集する。

第10章 専門委員会

第26条 第3条の事業を行うため次の専門委員会を置く。

1. 成人厚生委員会、広報委員会。
各委員会の職務、委員の選出・任期は細則で定める。
2. 各専門委員代表2名は各専門委員の互選により選出する。
各専門委員会には書記、会計を置くことができる。

第11章 会議

第27条 総会以外すべての会議は構成員の過半数の出席で成立し出席者の過半数の賛成により議決
する。

第28条 校長は学校代表として、すべての会議に出席して意見をのべることができる。

第12章 特別委員会

第29条 必要に応じて、特別委員会を設けることができる。特別委員会の発足は総会又は運営委員
会の承認を得るものとする。委員の選出・任期については、細則によるものとする。

第13章 規約の改正

第30条 この規約は、運営委員会の承認を得た上で、総会で出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。改正案は総会の1週間前までに全会員に知らせておかなければならない。

第14章 附則

第31条 会長は運営委員会に諮り、会務を処理するために必要な規定・細則を定めることができる。

規定・細則に制定改廃のある場合には次期総会に報告するものとする。

第32条 この規約は昭和47年4月1日より施行する。

この規約は昭和57年3月26日改正。

この規約は昭和62年4月改正。

この規約は平成3年4月21日改正。

この規約は平成5年4月24日改正。

この規約は平成7年4月21日改正。

この規約は平成9年4月18日改正。

この規約は平成11年4月26日改正。

この規約は平成12年1月29日改正。

この規約は平成14年3月2日改正。平成14年4月1日より施行する。

この規約は平成15年2月20日改正。

この規約は平成17年3月10日改正。

この規約は平成25年3月6日改正。

この規約は令和2年3月2日改正。

細 則

学年委員会・専門委員会・特別委員会の委員の職務、選出方法、任期等について、この細則で定めるものとする。

第1条 学年委員会

1. 学年委員会は次により構成する。
各学級（P 2名）、各学年（T若干名）
2. 各学年委員会は次の業務を行う。
 - イ. 学級PTA及び学年委員会に関すること。
 - ロ. 会費の徴収に関すること。
 - ハ. 必要な会議、会合の計画に関すること。
 - ニ. 施設、備品の維持充実にに関すること。
 - ホ. 学校行事への協力に関すること。
 - ヘ. 次年度本部役員および会計監査の推薦活動（とりまとめは2年）
 - ト. 卒業時、先生への花束準備（3年）

第2条 専門委員会

1. 専門委員会は次により構成する。
各学級（P 2名但し、第1条1項と異なる者）。各専門委員会（T若干名）
2. 専門委員会は、原則として次の活動を行う。
 - (1) 成人厚生委員会
 - イ. 会員の教養を高めるための研究調査、並びに行事に関すること。
 - ロ. 給食及び校内環境整備に関すること。
 - ハ. 学校保健委員会に関すること。
 - (2) 広報委員会
 - イ. 広報紙の編集発行に関すること。

第3条 特別委員会

1. 代表2名は各委員の互選により選出する。各特別委員会には、書記・会計を置くことができる。委員会の招集は代表名でおこなう。

第4条 各委員の任期はふじみ野市立福岡中学校PTA規約第14条の役員の任期と同様とする。

第5条 本部役員の役員免除特例

平成27年度以降（平成27年度も含む）に本部役員を引き受けた会員は、今後入学する子も含めPTA組織図に基づくすべての役を免除する。

附 則

- この細則は平成14年4月1日から施行する。
この細則は平成14年12月3日改正、平成15年2月20日から施行する。
この細則は平成17年4月3日改正、施行する。
この細則は平成25年3月6日改正、平成25年4月1日から施行する。
この細則は平成28年4月26日改正、施行する。
この細則は令和2年3月2日改正、施行する。

ふじみ野市立福岡中学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 この会の慶弔については、この規定による。

1. 結婚祝 教職員 3, 0 0 0 円
2. 出産祝 教職員 3, 0 0 0 円
3. 死亡 会員（生徒の父母・教職員） 5, 0 0 0 円
生徒 5, 0 0 0 円
（教職員父母は同居者のみ） 3, 0 0 0 円

葬儀には、原則として会長・副会長と学級代表が同行し学級毎に香料はおくらない。

4. 見舞 羅災見舞 全焼・半焼壊 5, 0 0 0 円
病気見舞 教職員、生徒の事故・病気により 1 ヶ月以上入院の場合
（担任の届け出による） 3, 0 0 0 円

第 2 条 市内各校の学校行事及び P T A 行事の祝い金は、市 P 連の申し合わせによるものとする。

第 3 条 転退教職学級、編成替え、卒業学年の教職員に対する餞別、謝礼、記念品は学級ごとに贈らない。

第 4 条 その他前条に該当なく慶弔の必要のある場合は、本部役員に諮り、決定するものとする。

附 則 昭和 5 3 年 4 月 1 5 日改正。

この規定は昭和 5 7 年 3 月 2 6 日より施行する。

この規定は昭和 6 2 年 4 月改正。

この規定は平成 1 2 年 3 月改正。

この規定は平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 2 5 年 4 月 1 日改正。

この規定は平成 2 8 年 4 月 2 6 日改正。

ふじみ野市立福岡中学校 P T A 旅費規定

第 1 条 福岡中学校 P T A 役員並びに会員の出張に関しては次の規定による。

1. 鉄道運賃（バスも含む） 実費
2. 日当 1 日につき市内、市外 1, 0 0 0 円。
半日の場合は 5 0 0 円。
3. 宿泊料 1 泊につき実費。
4. 出張に際しては、事前に会長の命を受ける。
5. 簡易な出張に際しては、日当を支給しないことがある。
6. 前項に関係なく出張の必要がある場合は、運営委員会にはかり支給することができる。

附 則 昭和 5 3 年 4 月 1 5 日改正。

この規定は平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

福岡中学校部活動等 P T A 祝金に関する規定

- 第 1 条 福岡中学校 P T A は、福岡中学校在学生の部活動を奨励する目的で、県大会、関東大会及び全国大会に出場する部活動に対し、次のとおり祝金を交付する。
- 第 2 条 祝金の交付は、埼玉県教育委員会の主催又は共催、後援のある県大会、関東大会、全国大会へ部が出場する場合とする。
- 第 3 条 祝金の額は個人、団体問わず部活等に一律次のとおりとする。
- (1) 県大会 3 千円
 - (2) 関東大会 5 千円
 - (3) 全国大会 1 万円
- 第 4 条 この規定は平成 2 4 年 4 月 1 日以降の大会について適用する。
- 附 則 この規定は平成 2 4 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は平成 2 9 年 3 月 7 日改正。

周年行事等積立金運用規定

- 第 1 条 この規定は、ふじみ野市立福岡中学校 P T A の周年行事等積立金の積み立て及び使途を明確にする為のものである。
- 第 2 条 この積立金の目的は、周年行事や災害等で P T A の通常活動の範囲を越えて活動が必要となった場合の、活動資金に充当するためのものとする。
- 第 3 条 積み立ては、当年度の会計が終了するまでに、P T A バザー等の活動収入が予算を上回るか、一般会計の支出が予算を下回る等で余剰金が発生すると思われる場合に、運営委員会の承認にもとづき実施される。
- 第 4 条 この資金の使用に際しては、第 2 条の積み立て目的に合致するかの確認を行った上、総会または運営委員会の承認を得るものとする。
- 第 5 条 当面の積立金目標額は、5 0 万円とする。使途目的や積み立て方法・目標金額等の変更については、この規定の改訂案を受けて検討するものとする。
- 第 6 条 この規定の改訂は、規約第 3 1 条によるものとする。
- 附 則 この規定は平成 1 5 年 7 月 9 日より施行する。